

# **SME財務相談支援事業**

**2026年度支援事業 募集要項**

## 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1.重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 3  |
| 2.支援事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 5  |
| 3.申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 7  |
| 4.申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・・・       | 9  |
| 5.各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項・・・・・・・・ | 10 |
| 6.その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 11 |

|    |                       |
|----|-----------------------|
| 1. | 「重要説明事項」（申請にあたっての注意点） |
|----|-----------------------|

SME財務相談支援事業（以下「本事業」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本事業は一般社団法人日本みらい推進機構（以下「当法人」）が設立した支援事業となり一般企業が行う民間支援金です。

国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請者に対して、支援金が支給されます。

2. 本支援金の支給を受けようとする支援金の対象となる企業（以下「支援対象事業者」）は、相談前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。

3. 本事業には支援金支給の条件がございます。

本事業では、支援対象事業者が本事業の内容及び目的を理解し、自社の財務状況や経営上の課題を整理した上で、専門家による相談または継続的な財務支援を今後の事業運営に活用することを目的としています。

そのため、単に相談費用、年間顧問料または財務コンサルティング費用の支援を受けることのみを目的とするのではなく、本事業の趣旨に沿った取り組みを行う事業者を対象とします。

また、本事業の利用にあたっては、事務局が指定する申請フォーム及び必要書類等により申請を行うものとします。

支援実施後は、必要に応じて相談内容、支援実施状況及び支援後の財務管理や事業運営の状況等に関する調査・報告にご協力いただく場合があります。

## 個人情報取り扱いと使用目的

・当法人に提出された申請企業（以下、「申請企業」）の個人情報については、当法人で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

- ① 本事業の適正な執行のために必要な連絡
- ② 状況を把握するための調査（事業終了後の効果実績調査を含む）
- ③ 相談後効果実績の把握
- ④ その他本事業の遂行に必要な活動

・また、当法人は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請企業の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

- ①当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- ③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当法人所定の方法に基づき対応致します。

具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都中央区新川1丁目16-7 naoshiビル 3階

担当：SME財務相談支援事業事務局

電話番号：03-4500-5376

E メールアドレス：[nihon.mirai.suishinkiko@gmail.com](mailto:nihon.mirai.suishinkiko@gmail.com)

### 本事業の目的

SME財務相談支援事業は、中小企業・小規模事業者及び起業・開業を行う事業者等を対象に、税理士等の専門家による財務相談や継続的な財務支援を受ける機会を提供し、財務状況の適正な把握、経営課題の整理及び安定した事業運営を支援することを目的として実施する事業です。

事業を継続し、安定的な経営を行うためには、売上や利益だけではなく、資金繰り、固定費、税負担、資金調達、設備投資、キャッシュフロー等を含めた財務状況を継続的に把握することが重要です。

しかしながら、中小企業・小規模事業者及び創業期の事業者においては、専門的な財務知識を有する人材の確保が難しい場合や、日常業務を優先することにより財務上の課題整理や将来に向けた資金計画等が十分に行われていない場合があります。

本事業では、専門家による財務相談及び継続的な財務支援を受ける機会を設け、事業者が自社の財務状況や課題を把握するとともに、今後の事業計画、資金計画及び経営判断等に活用できる環境の整備を支援します。

また、本事業の実施後には、支援内容の活用状況及び事業運営上の変化等について調査を行い、中小企業等が抱える財務上の課題及び専門家支援の有効性を把握し、今後の支援施策の改善につなげるものとします。

### 申請スケジュール

申請期間：令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 9 年 2 月 28 日

支援対象期間：令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 10 年 2 月 29 日

支援対象期間 【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】 1 年間

### 本事業の対象事業者

本事業は、財務管理、資金繰り、収益管理、経営計画その他の財務上の課題を有し、財務面における課題整理や改善に向けた支援を希望する中小企業・小規模事業者等を対象とします。

対象となる事業者は、本事業の目的及び趣旨を理解し、実施する支援内容を今後の財務管理及び事業運営の改善に活用する意思を有するものとします。

また、本事業の実施状況及び効果等を確認するため、事務局が実施する調査、報告またはアンケート等に協力できることを要件とします。

## 本事業の対象経費

本事業は、中小企業・小規模事業者等が、創業・開業時または事業運営における財務上の課題について専門家による相談・支援を受け、安定した事業運営および経営基盤の強化につなげる取り組みに対して支援金を支給する事業です。

対象事業者は、自社の事業内容、財務状況および経営上の課題を整理したうえで、相談または支援を受ける内容を明確にし、今後の事業運営に活用するものとします。

支援金額は、申請内容、支援内容、実施状況および提出書類等をもとに、本事業の目的との適合性等进行確認し、定められた基準に基づき決定します。

なお、単なる情報収集や相談のみにとどまるものではなく、専門家による助言や継続的な財務支援を通じて、創業準備、資金計画、収支管理、財務改善その他の経営課題の解決につなげる取り組みを対象とします。対象経費は、財務相談、年間顧問料または財務コンサルティング費用のうち、本事業の目的および支援内容に適合するものとし、以下の支援枠を設けます。

### 支援枠

#### ・創業財務相談枠

創業・開業を予定している者または創業間もない事業者を対象に、事業計画、資金計画、税務、開業準備その他創業に関する専門的な相談を支援します。

支援金額：一律10,000円

※本事業が指定する税理士法人において、原則として1時間程度の相談を受けることを要件とします。

#### ・経営財務支援枠

事業を営む中小企業・小規模事業者等を対象に、資金繰り、収支管理、財務分析、経営計画その他財務上の課題改善に向けた継続的な支援を行います。

支援金額：一律100,000円

年間顧問料または財務コンサルティング費用を支援対象とします。

### 申請について

- ・本事業による相談・支援を受ける際は認定支援パートナーでの実施に限ります。

### 認定支援パートナーとは

本事業における認定支援パートナーとは、対象事業者が創業・開業時の課題や、自社の財務状況・経営課題を整理し、本事業を円滑に活用できるよう支援する、本事業が認定した事業者または専門家を指します。

認定支援パートナーは、事業者の事業内容、創業状況、財務状況、資金繰りその他の課題等を踏まえ、必要な情報提供や相談対応を行うとともに、創業財務相談枠または経営財務支援枠の内容に応じて、適切な支援内容の整理や利用に向けたサポートを行います。

また、本事業の利用に必要な申請内容の整理、必要書類の確認、対象となる支援内容の明確化、申請手続きおよび進行管理等を支援します。

支援実施後は、必要に応じて支援内容の確認、実施証明書等の提出に関する案内、支給申請に必要な手続きのサポートを行います。

認定支援パートナーは、本事業の適正な運用を支えるとともに、創業・開業時の課題整理や財務管理の改善を通じて、中小企業・小規模事業者等の安定した事業運営および持続的な成長に寄与する役割を担います。

### 審査基準について

本事業の審査基準は以下の通りとします。

- ・本事業の目的及び趣旨を理解していること
- ・申請内容が本事業の支援対象として適切であること
- ・事業または財務上の課題を有していること
- ・申請内容と実際に受けた相談または支援内容に整合性があること
- ・支援実施後の調査及び報告等に協力できること
- ・必要な証明書類等を提出できること
- ・その他、事務局が本事業の実施上必要と認める要件を満たしていること

### 注意事項

(1) 本事業には審査があり、不採択となる場合があります。また、事業の遂行にあたっては自己負担が必要となり、支援金は後払い方式となります。なお、認定支援パートナーは実施証明書を事前に当法人へ提出するものとします。

### (2) 実施後経過調査への協力

当法人は、本事業の実施後、支援内容の活用状況や財務管理・事業運営上の変化等を確認するため、指定項

目に基づくレポートの提出をお願いしております。

### (3) 当法人が求める情報の提供に関する協力

申請者は、当法人が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当法人の指定する期日までに当法人に対して提供することに同意した上で、本事業の交付申請を行うものとします。

なお、申請企業は、認定支援パートナーを通じて、当該資料及び情報等を当法人に提供させることができるものとします。

### (4) 支援パートナー登録に関して

※申請後の進展、進捗等のご連絡はお控えください。当法人より順次ご連絡いたします。

## 申請者

SME財務相談支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

## 申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

### (1) 電子申請

- ・認定支援パートナーより、申請書および支援内容・費用を確認できる書類を案内します。各書類の内容に沿って必要事項を入力し、指定された書類をアップロードしてください。

- ・申請書および見積書等、支援内容・費用を確認できる書類の提出が必要となります。見積書については、支援内容、金額、内訳等が確認できるものをご提出ください。

### (2) 郵送申請

- ・認定支援パートナーより、申請書および支援内容・費用を確認できる書類を案内します。各書類の内容に沿って必要事項を記入し、必要書類の写しをすべて同封のうえ、指定の宛先まで郵送してください。

- ・申請書および見積書等、支援内容・費用を確認できる書類の提出が必要となります。見積書については、支援内容、金額、内訳等が確認できるものをご提出ください。

住所：東京都中央区新川1丁目16-7 naoshiビル 3階

担当：SME財務相談支援事業

電話番号：03-4500-5376

- ・申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。決定対象者には決定通知書を合わせてお送りいたします。

※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

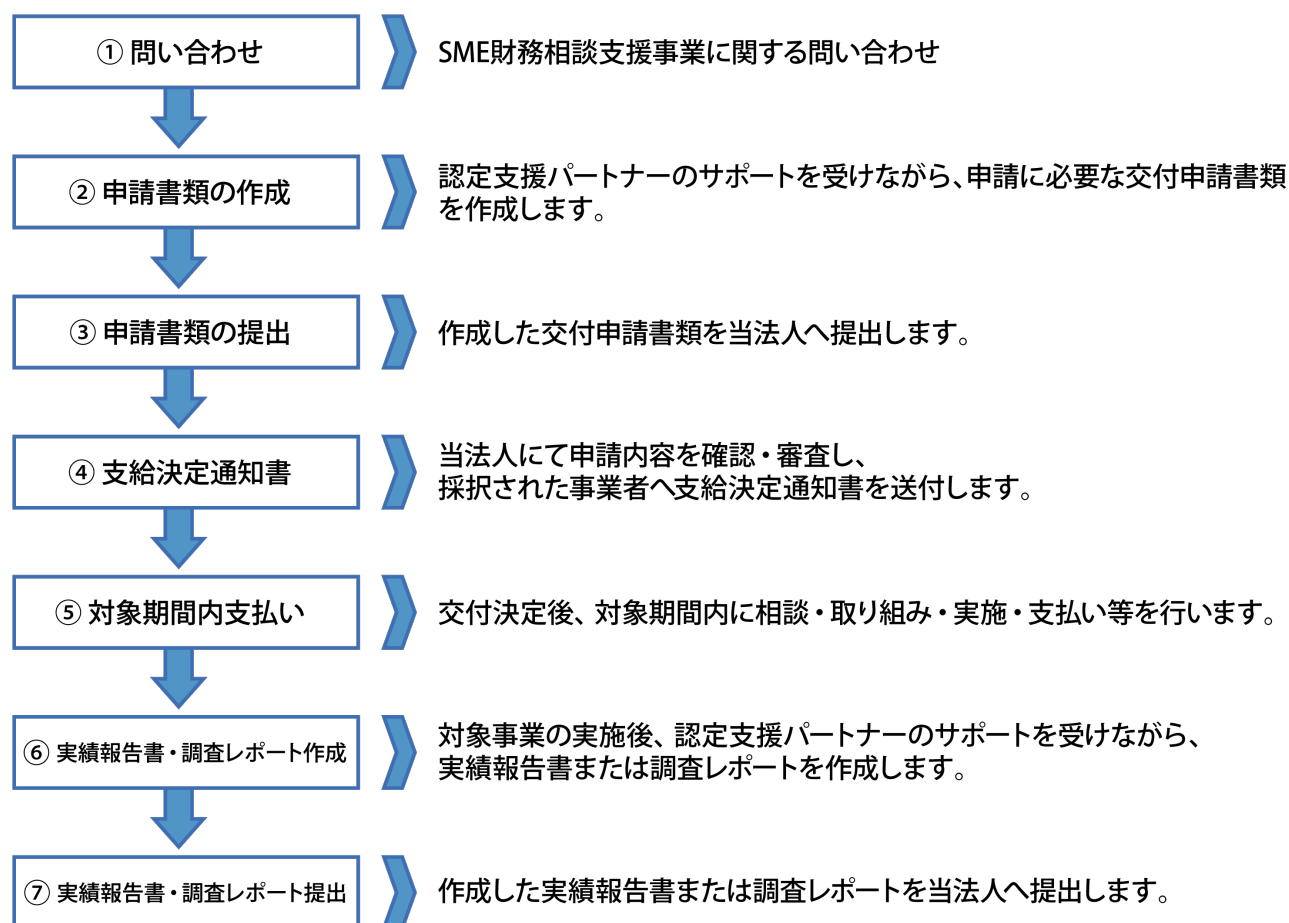
#### 4. 申請から支援金支払いまでの流れ

本事業の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って支援金レポートの送付及び実施を完了ください。支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本事業では、令和10年2月29日）とします。

（例）令和 8 年 9 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8 年 10 月～令和 9 年 10 月末日）

本事業をご利用いただく際は、まず認定支援パートナー「SME財務相談支援事業」に関するお問い合わせをいただきます。その後、認定支援パートナーのサポートのもと、交付申請から実績報告、支援金の交付、事業実施後の効果報告まで進めていただきます。



支援金対応期間：2026 年 9 月 1 日 ～ 2028 年 2 月 29 日

※支援対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間：1年間

又、対象企業への支給日に関して原則実施後約 3 カ月程度にて当法人より支給するものとします。

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます。

申請書類の作成及び提出等、申請に係る費用は申請者の負担となります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、原則として申請対象者本人または申請事業者の担当者に限ります。

提出された申請書類は、支給決定の可否にかかわらず返却いたしませんので、申請者において必ず写しを保管してください。

申請内容について、事務局より確認または追加資料の提出をお願いする場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類については、受け付けできない場合があります。

また、申請書類は事務局に到着後、内容を確認し、不備・不足がないことを確認できたものから順次審査を行います。なお、申請期間中であっても、本事業の予算額または予定件数に達した場合は、受付を終了する場合があります。

締切後に到着した申請書類、または締切時点で不備・不足がある申請書類については、受付対象外となる場合がありますので、提出前に内容を十分ご確認ください。

#### 支援金調査レポートに関する提出書類

##### 支援金調査レポート

- ・認定支援パートナーより支援金調査レポートが発行されます

※本事業調査レポートの項目を確認後不備・不足の無いよう記入ください。

##### 申請に必要な証明書類

本事業の利用にあたっては、対象事業者が本事業の趣旨を理解し、創業・開業時の課題または財務上の課題を整理したうえで、専門家による相談・支援を今後の事業運営に活用する意思を有していることを確認します。

対象事業者は、認定支援パートナーを通じて、創業財務相談枠または経営財務支援枠の内容に応じた支援を受け、必要な相談・取り組みを実施するものとします。

支援実施後は、実施内容を確認するため、所定の実施証明書および支援金振込先口座の確認書類の写しをご提出ください。

##### **【提出が必要な証明書類】**

1. 実施証明書
2. 支援金振込先口座の確認ができる書類の写し

※口座確認書類は、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が確認できるものをご提出ください。

※申請内容の確認に必要な場合は、上記以外の資料の提出をお願いする場合があります。

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となる場合があります。また、支援事業終了後に、当法人または関係機関の検査員等による実地調査を実施することがあります。当該検査の結果、事業の趣旨に反する事項や不適切な申請等が認められた場合には、支援金の返還等を求める場合があります。

#### 暴力団等排除に関する事項

支援対象事業者は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象事業者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律 第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人 である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象事業者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

#### 附則

この規程は、令和8年9月1日から施行し、施行前に生じた事項にも適用する。

**一般社団法人 日本みらい推進機構**

TEL. 03-4500-5376

(受付時間 平日 10時～18時まで)